

令和4年改正道路交通法（遠隔操作型小型車の交通方法等）の概要

公布日：令和4年4月27日

施行日：令和5年4月1日

<背景>

自動配送サービスの実現のため、低速・小型の自動配送ロボットについて、制度整備が必要
（「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）等）



(1) 車体の大きさ・構造

- ・ 車体の大きさ
- ・ 車体の構造（性能上の最高速度等）
： 歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当するもの ※現行の電動車椅子相当

(2) 通行方法

- ・ 通行場所：歩行者と同じ
（歩道、路側帯、道路の右側端）
- ・ 歩行者相当の交通ルールに従う
（信号や道路標識等に従う、横断歩道の通行等）
- ・ 歩行者に進路を譲らなければならない



歩道



路側帯の設置された道路



歩車道の区別のない道路

(3) 届出制

- ・ 遠隔操作型小型車を通行させようとする場所を管轄する都道府県公安委員会への事前届出を義務化
（届出事項：使用者の氏名等、通行する場所、遠隔操作を行う場所、非常停止装置の位置、ロボットの型式・仕様等）

(4) 行政処分等

- ・ 警察官等は、危険防止等のため、遠隔操作型小型車を停止又は移動させることができる
- ・ 都道府県公安委員会は、使用者が法令に違反したときは、必要な指示（措置をとるまでの間の通行停止を含む）を行うことができる

令和4年改正道路交通法に係る下位法令の概要

■ 道路交通法施行令の一部改正

- 歩行者を対象とする信号の意味に、遠隔操作型小型車を追加し、当該信号の対象とするもの【第2条関係】

■ 道路交通法施行規則の一部改正

- 遠隔操作型小型車の基準を次のとおり定めるもの【第1条の6関係】

車体の大きさ	車体の構造
長さ：120センチメートル以下	原動機として、電動機を用いること
幅：70センチメートル以下	6キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと
高さ：120センチメートル以下（※）	歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと

※ センサー、カメラその他の通行時の周囲の状況を検知するための装置及びヘッドサポートを除いた部分の高さ

- 遠隔操作型小型車の非常停止装置の基準を次のとおり定めるもの【第1条の7関係】
 - 押しボタン（車両の前方及び後方から容易に操作できるものに限る。）の操作により作動するものであること
 - 押しボタンとその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより当該押しボタンを容易に識別できるものであること
 - 作動時に直ちに原動機を停止させるものであること
- 遠隔操作型小型車に付ける標識の様式を定めるもの【第5条の3関係】
- 遠隔操作型小型車の届出書の添付書類として、業界の自主基準に適合することを証する書面その他の遠隔操作型小型車の構造及び性能を示す書面等を定めるもの【第5条の4関係】
- 遠隔操作型小型車に係る型式認定制度を設けるもの【第39条の6関係】

遠隔操作型小型車標識



■ 解釈の明確化

- 届出制度：「遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行の届出に関する解釈及び運用上の留意事項について（通達）」（警察庁丁交企発第323号）（<https://www.npa.go.jp/laws/notification/koutuu/kouki/05enkakusousagatakogatasya.pdf>）
- 型式認定制度：「遠隔操作型小型車の型式認定制度の概要及び運用上の留意事項について（通達）」（警察庁丙交企発第118号）（<https://www.npa.go.jp/laws/notification/koutuu/kouki/04enkakusousagatakogatasya.pdf>）により、規定の解釈を明確化（警察庁ウェブサイト公表）

■ これまでの警察庁の対応

「自動配送ロボット（近接監視・操作型及び遠隔監視・操作型）公道実証実験手順」

「自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準」等を踏まえて、実験計画案を作成



警察庁交通局交通企画課が実験計画案の事前相談に応じ、都道府県警察と連絡調整を行う。
関係都道府県警察と調整の上、警察署へ道路使用許可申請

「特定自動配送ロボット等の公道実証実験に係る道路使用許可基準」

「遠隔型」「低速・小型」「歩行者が通行すべき場所を走行」「240時間以上の走行実績を保有」等のロボットを対象として、自動配送ロボット等の事業化を念頭に、道路使用許可の審査手続を合理化

■ 情勢の変化

- ・ 令和5年4月1日から改正道路交通法が施行され、一定の基準を満たす自動配送ロボット等（遠隔操作型小型車）については、歩行者と同様の交通方法が定められるとともに、遠隔操作型小型車の使用者に対して都道府県公安委員会への届出が義務付けられた。
- ・ 届出の対象とならないロボットに係る実証実験については、引き続き道路使用許可により実施する必要がある。

■ 新たな措置

「歩道走行型ロボットの公道実証実験に係る道路使用許可基準」を策定

(<https://www.npa.go.jp/laws/notification/koutuu/kouki/230403hodousoukougarobottotuutatu.pdf>)

- これまでに行われた実証実験を踏まえ、許可を行う上で参照していた複数の基準の関係項目を統合するとともに、整理・運用していた内容を反映
- 遠隔操作型小型車の届出制度の対象とならないロボットについて、道路使用許可を得れば実証実験可能であることを明確化

※「特定自動配送ロボット等の公道実証実験に係る道路使用許可基準」は廃止